

伊仙町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

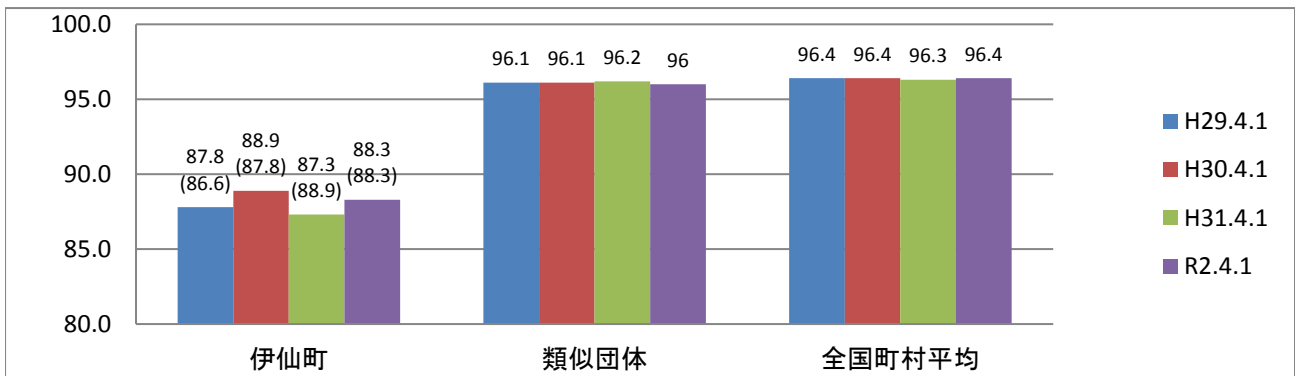
区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
H31年度	6,607	6,574,479	13,250	1,085,380	16.5	16.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
H31年度	128	406,779	52,397	161,166	620,342	4,846	5,638

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)※本町においては該当なし。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

記載事項無し

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	% 改定無し

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支給 月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月 4.45

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、1級及び2級の初任給に係る号棒は引下げなし。3級以上の級の高位号棒は50歳代後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引き下げ。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

該当なし。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(R2年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊仙町	39.9 歳	255,800 円	283,500 円	285,094 円
鹿児島県	44.3 歳	316,600 円	393,299 円	348,522 円
国	43.2 歳	327,564 円	408,868 円	- 円
類似団体	41.2 歳	300,607 円	345,008 円	330,475 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
伊仙町	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円
うち用務員	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円
鹿児島県	55.3 歳	230 人	322,100 円	365,555 円	344,620 円
国	50.9 歳	2319 人	287,283 円	328,862 円	- 円
類似団体	51.2 歳	3 人	287,903 円	310,449 円	302,667 円

区分	民間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
伊仙町	-	- 歳	- 円	- 円
うち用務員	用務員	59.7 歳	271,800 円	* 円
鹿児島県	-	- 歳	- 円	- 円
国	-	- 歳	- 円	- 円
類似団体	-	- 歳	- 円	- 円

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
伊仙町	- 円	- 円	- 円
うち用務員	* 円	2,862,400 円	* 円

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成28～30年の3年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が3人未満である場合は個人情報特定されるため、平均年齢、職員数、平均給料、平均月額及び年収ベースの欄はアスタリスク(*)としている。

②教育職(幼稚園)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
伊仙町	31.3 歳	224,900 円	270,000 円
鹿児島県	46.2 歳	376,800 円	437,830 円
類似団体	39.6 歳	279,698 円	302,491 円

(注)1 「平均給料月額」とは、R2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものである。

(2) 職員の初任給の状況(R2年4月1日現在)

区 分		伊仙町	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,700 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	151,000 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(R2年4月1日現在)

区 分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒	215,400 円	273,000 円	314,500 円	351,500 円
	高校卒	185,400 円	269,200 円	299,200 円	322,400 円
技能労務職	高校卒	* 円	* 円	* 円	* 円
	中学卒	* 円	* 円	* 円	* 円

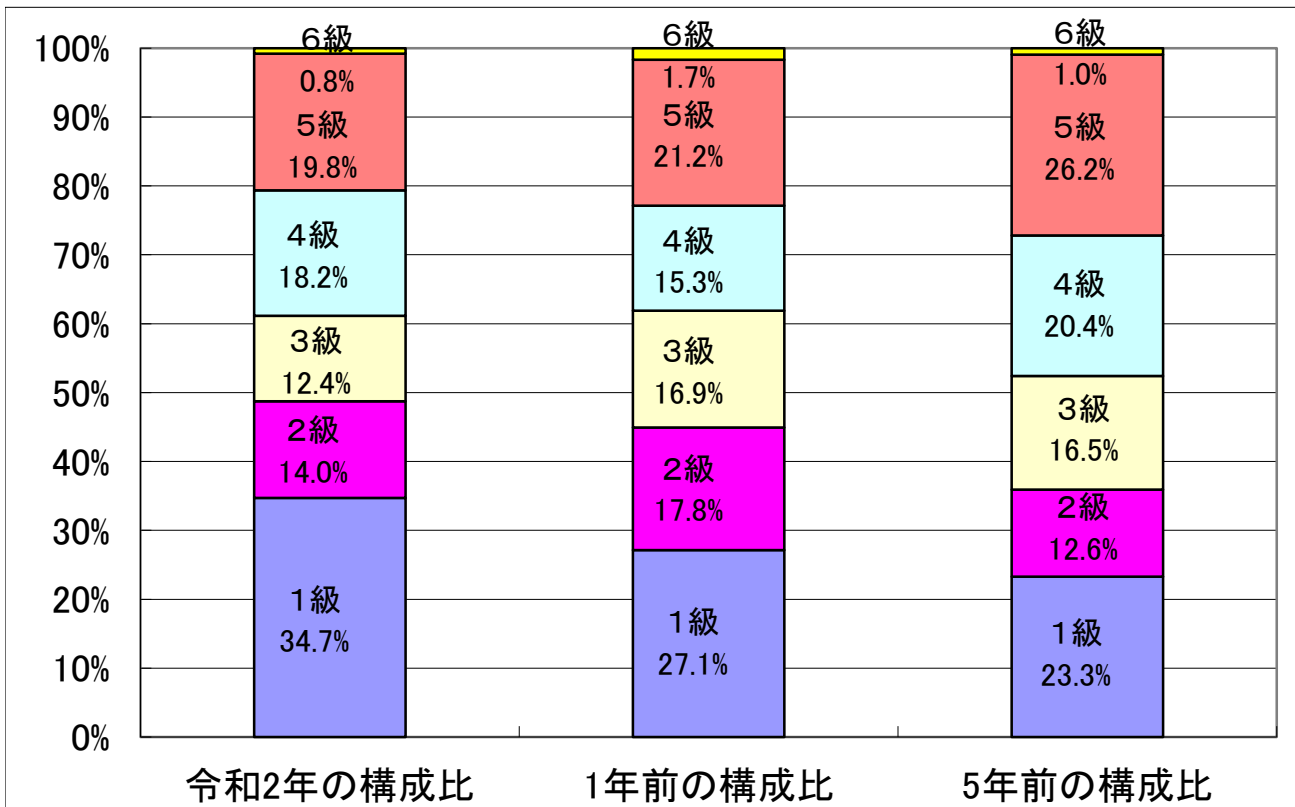
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(R2年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師 主事補又は技師補	42人	34.7%	146,100円	247,600円
2級	特に高度の知識を必要とする 主事, 教諭, 保育士, 技師の職務	17人	14.0%	195,500円	304,200円
3級	係長, 所長, 主査, 主任, の職務	15人	12.4%	231,500円	350,000円
4級	課長補佐, 次長, 所長, 技術補佐, 指導主事, 主幹の職務	22人	18.2%	264,200円	381,000円
5級	課長, 議会事務局長, 各委員会の 事務局長の職務	24人	19.8%	289,700円	393,000円
6級	総務課長, 特に高度の知識又は 経験を必要とする課長	1人	0.8%	319,200円	410,200円

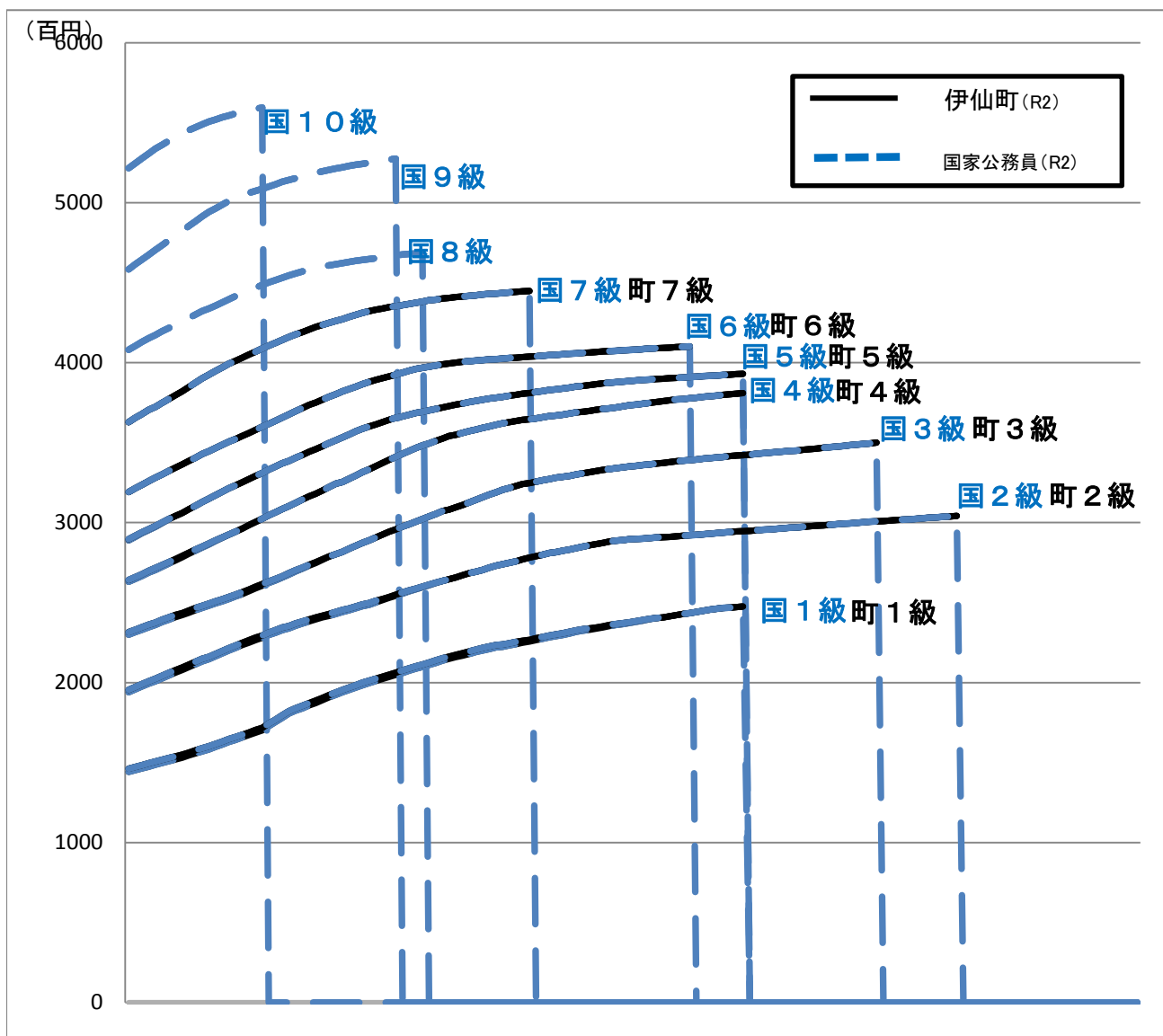
(注) 1 伊仙町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (平成31年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(伊仙町)

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
上位、標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	R3年度中		R3年度中	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

伊仙町		鹿児島県		国	
1人あたり平均支給額(31年度) 1,225 千円		1人あたり平均支給額(31年度) 1,712 千円		—	
(平成31年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分		(平成31年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分		(平成31年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職務上の段階, 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10% ・管理職加算 無し		(加算措置の状況) 職務上の段階, 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%		(加算措置の状況) 職務上の段階, 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(伊仙町)

平成31年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和3年度中		令和3年度中	

(2) 退職手当(R2年4月1日現在)

伊仙町				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置 2%~45%				定年前早期退職特例措置 2%~45%			
1人あたり平均支給額 13,793 千円							

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、31年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (31年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当(R2年4月1日現在)

支給実績(31年度決算)		1,300 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(31年度決算)		1,300,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(31年度)		0.7 %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(31年度決算)
指導主事手当	右記業務に従事する職員	学校教育指導業務	1,300
			左記職員に対する支給単価 (本給+扶養手当)×29%

(5) 時間外勤務手当

支給実績(31年度決算)	11,542	千円
職員1人当たり平均支給年額(31年度決算)	94	千円
支給実績(30年度決算)	9,563	千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	140	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(31年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(R2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(31年度決算)		支給職員1人当たり平均支給年額(31年度決算)	
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・配偶者以外の扶養 6,500円 ・特定期間1人につき5,000円加算	同	—	21,820	千円	254,795	円
住居手当	・借家, 借間の場合(家賃12,000円を超える場合)家賃の額に応じて27,000を限度に支給	同	—	12,415	千円	249,644	円
通勤手当	・交通機関等の利用者について, 片道2km以上であり, 55,000円を限度に支給	同	—	3,545	千円	56,694	円
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員に支給	同	—	2,940	千円	161,052	円

5 特別職の報酬等の状況(R2年4月1日現在)

区 分		給料月額等		
給料	町 長	721,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	()	(- 円)	860,000 円 /	525,000 円
	副 町 長	507,000 円		
	()	(- 円)	700,000 円 /	471,000 円
報酬	議 長	284,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	()	(- 円)	400,000 円 /	230,000 円
	副 議 長	252,000 円		
	()	(- 円)	314,000 円 /	182,000 円
	議 員	232,000 円		
	()	(- 円)	290,000 円 /	155,800 円
期末手当	町 長	(31年度支給割合)		
	副 町 長	2.95	月分	
	議 長	(31年度支給割合)		
	副 議 長	2.95	月分	
	議 員			
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	721,000円×勤続年数×500/100	14,420,000 円	任期毎
	副 町 長	507,000円×勤続年数×280/100	5,678,400 円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

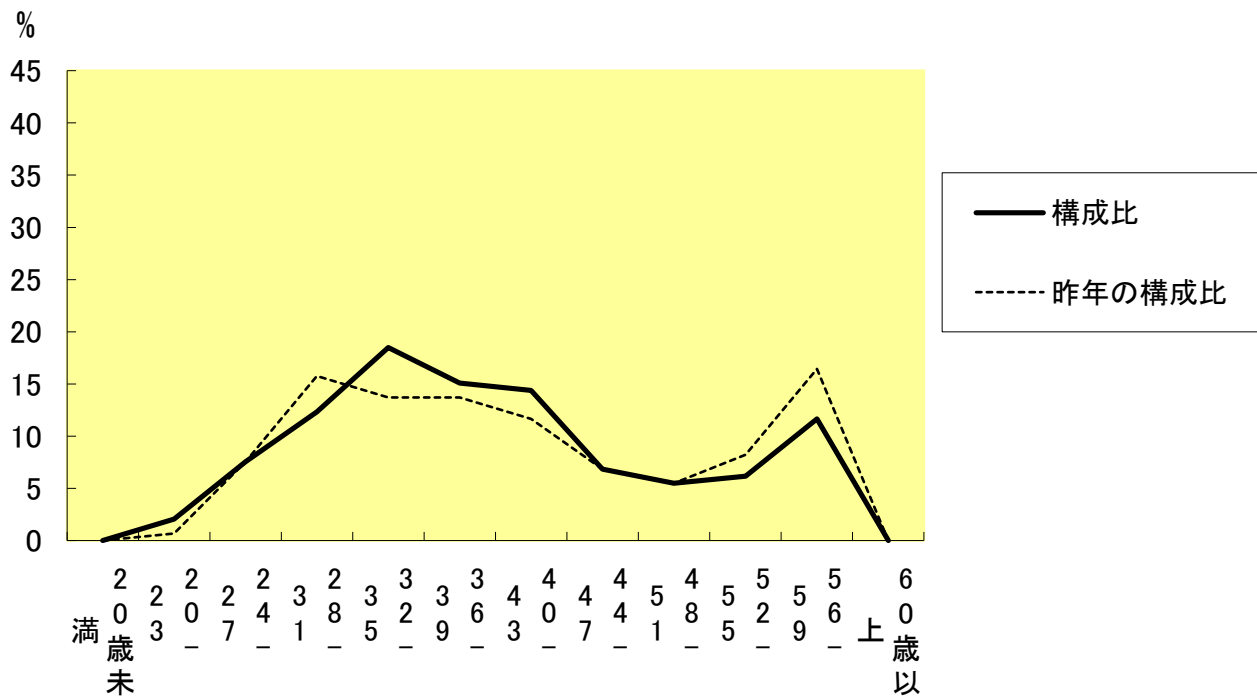
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和1年	令和2年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	欠員不補充 徴収業務の充実 園芸・畜産業務の強化 欠員不補充 業務量見直しによる人員配置 健康増進業務の充実
		総務	29	28	-1	
		税務	8	9	1	
		労働	0	0	0	
		農林水産	24	26	2	
		商工	3	3	0	
		土木	9	7	-2	
		民生	14	22	8	
	衛生	13	14	1		
		計	102	111	9	<参考> 人口1万当たりの職員数 168.00 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 131.28 人)
	教育部門	26	26	0		
	消防部門	0	0	0		
	小 計	128	137	9	<参考> 人口1万当たりの職員数 207.36 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 156.84 人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水道	7	6	-1	欠員不補充 業務量見直しによる人員配置	
	下水道	0	0	0		
	その他	11	3	-8		
	小 計	18	9	-9		
合 計		146 [150]	146 [150]	0	<参考> 人口1万当たりの職員数 220.98 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(R2年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 - 23歳	24歳 - 27歳	28歳 - 31歳	32歳 - 35歳	36歳 - 39歳	40歳 - 43歳	44歳 - 47歳	48歳 - 51歳	52歳 - 55歳	56歳 - 59歳	60歳以上
職員数	0人	3人	11人	18人	27人	22人	21人	10人	8人	9人	17人	0人

(3) 職員数の推移

部門別	年度					過去5年間の増減数(率)	
	28年度	29年度	30年度	31年度	R2年度	増減数	率
一般行政	91	98	100	102	111	20	18%
教育	24	24	24	26	26	2	8%
消防	0	0	0	0	0	0	0%
普通会計計	115	122	124	128	137	22	16%
公営企業等会計計	19	18	18	18	9	-10	-111%
総合計	134	140	142	146	146	12	8%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
31年度	548,396	10,865	32,819	6.0	5.8

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)28年度平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
31年度	7	22,836	2,089	7,894	32,819	4,688	6,165

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、31年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊仙町	41.8 歳	276,833 円	291,983 円
団体平均	44.2 歳	339,529 円	512,723 円
事業者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊仙町		伊仙町(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(31年度)		1人当たり平均支給額(31年度)	
1,308	千円	1,225	千円
(28年度支給割合)		(28年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.80 月分	2.60 月分	1.80 月分
(1.45)月分	(0.85)月分	(1.45)月分	(0.85)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(31年4月1日現在)

伊仙町				伊仙町(一般行政職・団体平均等)			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
(退職時特別昇給	なし)		(退職時特別昇給	なし)	
定年前早期退職特例措置	2%~45%			定年前早期退職特例措置	2%~45%		
1人当たり平均支給額	-		千円	1人当たり平均支給額	13,793		千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員	
	%	人	%

エ 特殊勤務手当(30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)	240	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	48,000	円
職員全体にしめる手当支給職員の割合(平成29年度)	2.11	%
手当の種類(手当数)	1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
水道業務手当	給料表3級以下	徴収, 外務作業
		支給実績(29年度決算)
		100 千円
		左記職員に対する支給単価
		月額4,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	348	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	49	千円
支給実績(平成29年度決算)	0	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	0	千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)		支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養 6,500円 ・配偶者がいない場合そのうち1人について11,000円 ・特定期間1人につき5,000円加算 	同	—	1,016	千円	262,500	円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家, 借間の場合(家賃12,000円を超える場合)家賃の額に応じて27,000を限度に支給 	同	—	280	千円	204,000	円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等の利用者について, 片道2km以上であり, 55,000円を限度に支給 	同	—	197	千円	43,750	円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・管理又は監督の地位にある職員に支給 	同	—	180	千円	180,000	円